

甲州市社会福祉協議会 第2次地域福祉活動計画
甲州市民の輪でつくる 支え合いプラン

平成 26 年 9 月
甲州市社会福祉協議会

も く じ

第1章 計画策定にあたって	1
1 第2次地域福祉活動計画の策定趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置付け	1
第2章 アンケート結果からみる現状と課題	2
1 ボランティアについて	2
2 社会福祉協議会について	8
3 今後の福祉のあり方について	9
第3章 基本理念と事業体系	11
1 基本理念	11
2 基本目標	11
3 事業体系	12
第4章 事業計画	14
【基本目標1】 これからの福祉を担う意識づくり・人づくり	14
【基本目標2】 協働によるネットワークづくり	23
【基本目標3】 地域福祉推進の仕組みづくり	41
【基本目標4】 安心して生活できる環境づくり	67

第1章 計画策定にあたって

1 第2次地域福祉活動計画の策定趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでにない大きな災害をもたらし、被災された地域の復興もまだまだ途の長い状況にあります。また、この災害から改めて人と人とのつながりの大切さ、地域で支え合うことの大切さを学びました。私たちの地域でもいつどのような災害が発生するかわかりませんが、顔の見える地域での支え合いなどの面から災害に備えるとともに、日常の支え合いにつなげていく必要があります。

一方、地域や人と人とのつながりは、希薄となっており、犯罪の増加や凶悪化、孤独化等の増加などさまざまな問題として現れています。また、今日の景気の低迷、失業者の増加、さらには子育てや介護疲れを要因とする虐待やひきこもりなどが新しい社会問題として表面化しています。

そうした社会情勢の中、社会福祉協議会の活動は、地域に暮らす一人ひとりが自立した生活を送ることができる地域社会の実現を目指しています。しかし、市民が十分にその活動を実感できないということが現状だと思われまます。

甲州市社会福祉協議会では、平成21年3月に「第1次地域福祉活動計画」を策定しました。そして、子どもから高齢者まで住民一人ひとりが、福祉を自分たちの問題として考え、参加し、話し合い、支え合うことによって、福祉課題・生活課題の解決に取り組んでまいりました。

今回は、「第1次地域福祉活動計画」（平成21年～25年度）の計画が終了することから計画の見直しを行い、「第2次甲州市地域福祉計画」との整合性を充分とりながら地域住民の住み慣れた地域での生活をさらに支援するべく「第2次地域福祉活動計画」（平成26年～30年度）を策定するものです。

2 計画の期間

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画の位置付け

この計画は、甲州市の地域福祉を推進していくために住民が主体となって「一人ひとりが笑顔でいきいきと暮らせるまち」の実現を目指していく福祉活動計画です。市の「第2次甲州市地域福祉計画」との整合性をとり、充分に実効性のある計画として実施していくものです。

第2章 アンケート結果からみる現状と課題

■ 調査の目的

市民に対して福祉への意識やボランティア活動状況、福祉サービス・地域づくりに関する意見などを尋ね、甲州市の「第2次地域福祉計画」及び甲州市社会福祉協議会の「第2次地域福祉活動計画策定」の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■ 調査の設計

- (1) 調査対象 甲州市在住の満20歳以上の男女 2,000人
- (2) 抽出方法 住民基本台帳から等間隔無作為抽出
- (3) 調査方法 郵送調査
- (4) 調査期間 平成25年6月27日～8月9日

■ 回収状況

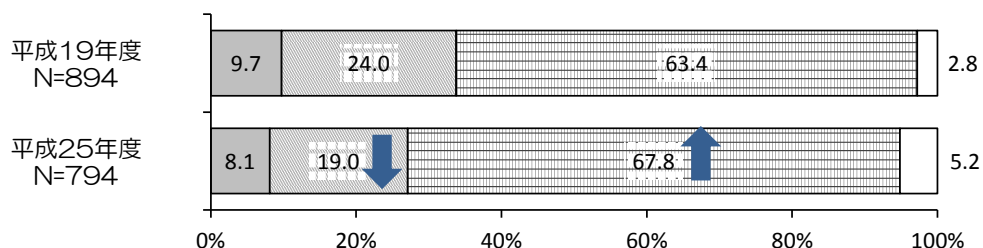
発送数	回収数	有効回収数
2,000人(100.0%)	796人(39.8%)	794人(39.7%)

■ 調査結果を見る際の注意事項

- ・ 比率はすべて百分比で表記し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 基数となるべき調査数は、Nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- ・ 第1次計画策定（平成19年11月調査実施）からの変化が把握できるよう、当時の調査結果と並列表記しています。また、3ポイント以上の差がみられる選択肢は、増減の矢印を表記しています。
- ・ 調査結果は抜粋で掲載しています。

1 ボランティアについて

福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験の有無



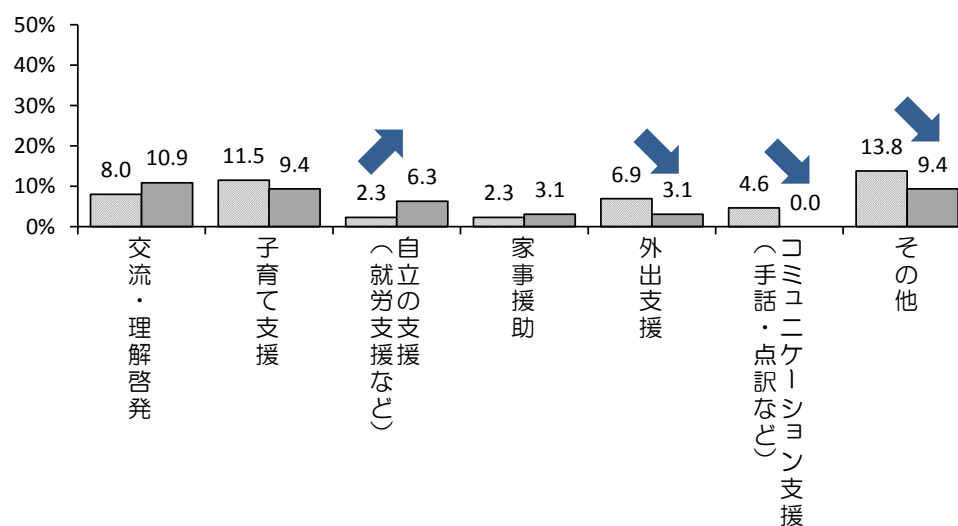
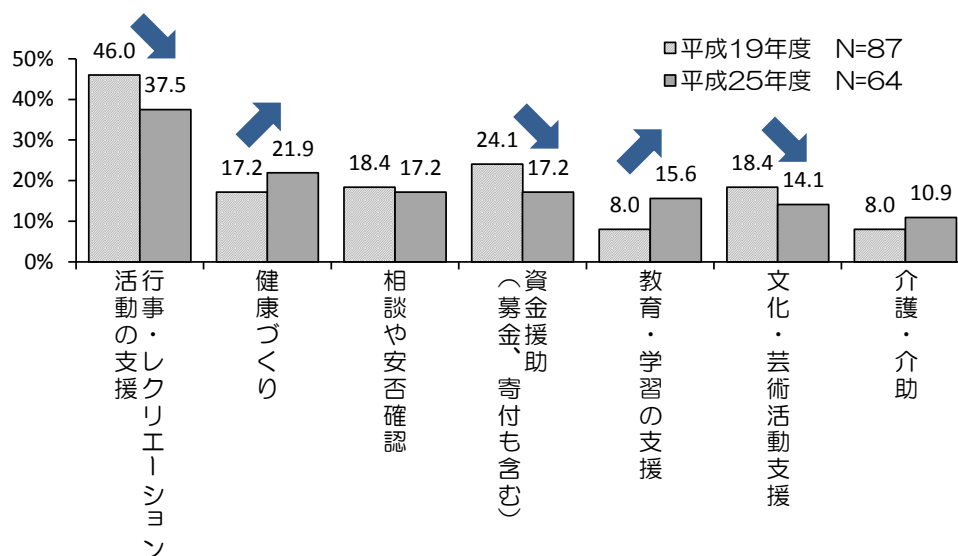
現在活動している 以前活動したことがある → 4ページへ
 活動したことがない 無回答

次のページへ

福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験の有無は、「活動したことがない」が67.8%と最も多く、次いで「以前活動したことがある」が19.0%、「現在活動している」が8.1%となっています。平成19年度と比較すると、「以前活動したことがある」が少なく、「活動したことがない」が多くなっています。

「現在活動している」と回答した方にお聞きします。

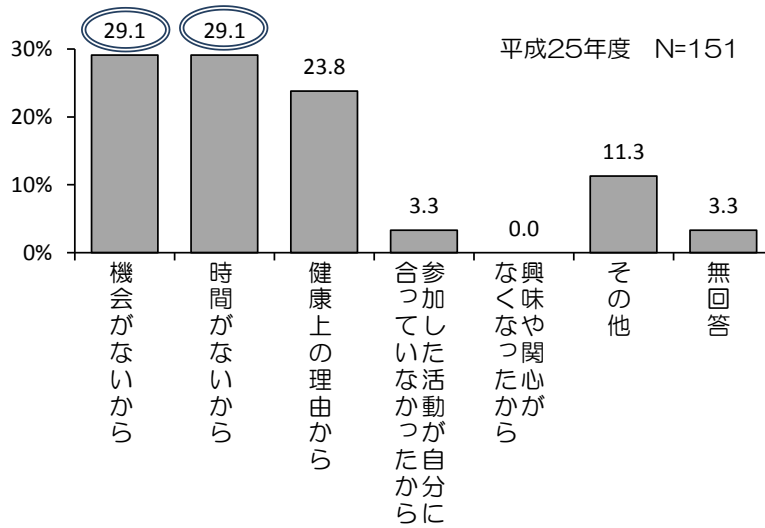
現在取り組んでいる活動の内容



現在取り組んでいる活動の内容は、「行事・レクリエーション活動の支援」が37.5%と最も多く、次いで「健康づくり」が21.9%、「相談や安否確認」、「資金援助（募金、寄付も含む）」がそれぞれ17.2%などとなっています。平成19年度と比較すると、「行事・レクリエーション活動の支援」、「資金援助（募金、寄付も含む）」、「文化・芸術活動支援」、「外出支援」、「コミュニケーション支援（手話・点訳など）」、「その他」が少なく、「健康づくり」、「教育・学習の支援」、「自立の支援（就労支援など）」が多くなっています。

「以前活動したことがある」と回答した方にお聞きします。

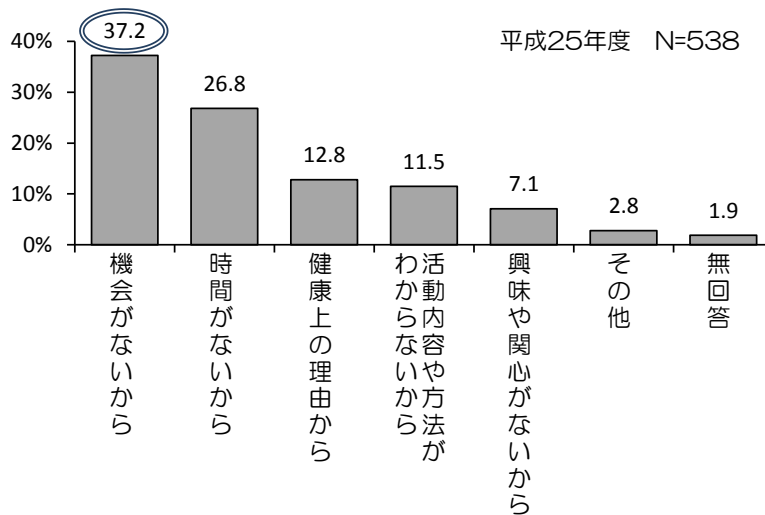
現在、参加していない主な理由



現在、参加していない主な理由は、「機会がないから」、「時間がないから」がそれぞれ 29.1% と最も多く、次いで「健康上の理由から」が 23.8%、「その他」が 11.3%などとなっています。

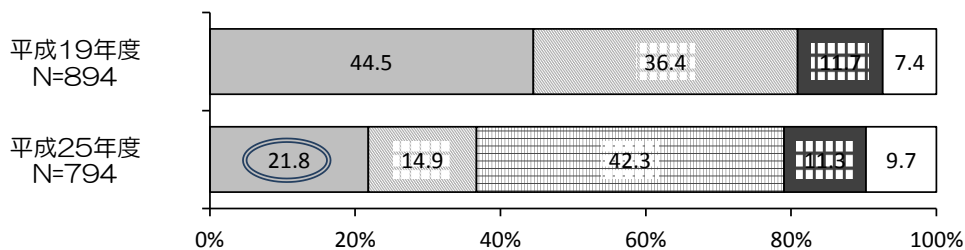
「活動したことがない」と回答した方にお聞きします。

参加したことがない主な理由



参加したことがない主な理由は、「機会がないから」が 37.2%と最も多く、次いで「時間がないから」が 26.8%、「健康上の理由から」が 12.8%などとなっています。

ボランティア活動への興味や参加の意向

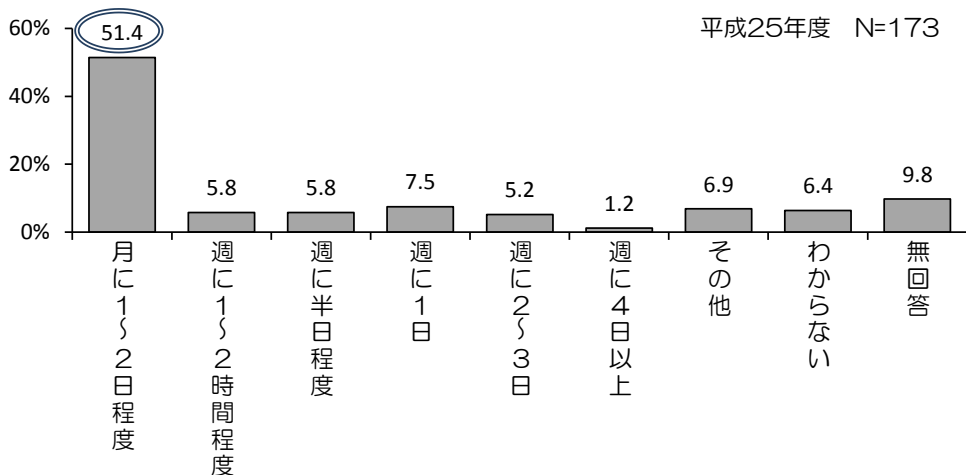


- 何らかのボランティア活動に参加したい(または、活動を続けたい)
- ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない
- ボランティア活動への興味はあるが、参加できない
- ボランティア活動に興味がなく、参加するつもりはない
- 無回答

※平成19年度調査には「ボランティア活動への興味はあるが、参加できない」の選択肢は含まない

ボランティア活動への興味や参加の意向は、「ボランティア活動への興味はあるが、参加できない」が42.3%と最も多く、次いで「何らかのボランティア活動に参加したい(または、活動を続けたい)」が21.8%、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」が14.9%などとなっています。平成19年度と比較すると、「何らかのボランティア活動に参加したい(または、活動を続けたい)」、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」が少なくなっています。

「何らかのボランティア活動に参加したい(または、活動を続けたい)」と回答した方にお聞きます。 参加可能な活動頻度

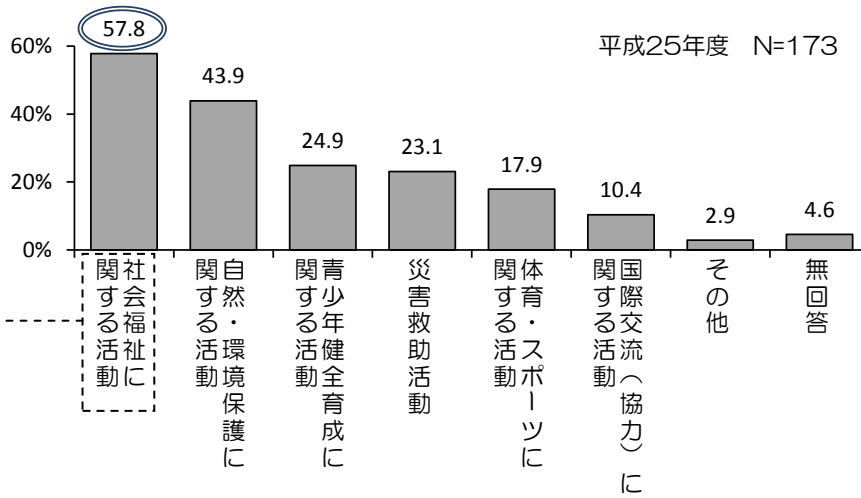


参加可能な活動頻度は、「月に1～2日程度」が51.4%と最も多く、次いで「週に1日」が7.5%、「その他」が6.9%などとなっています。

次のページへ

「何らかのボランティア活動に参加したい(または、活動を続けたい)」と回答した方にお聞きします。

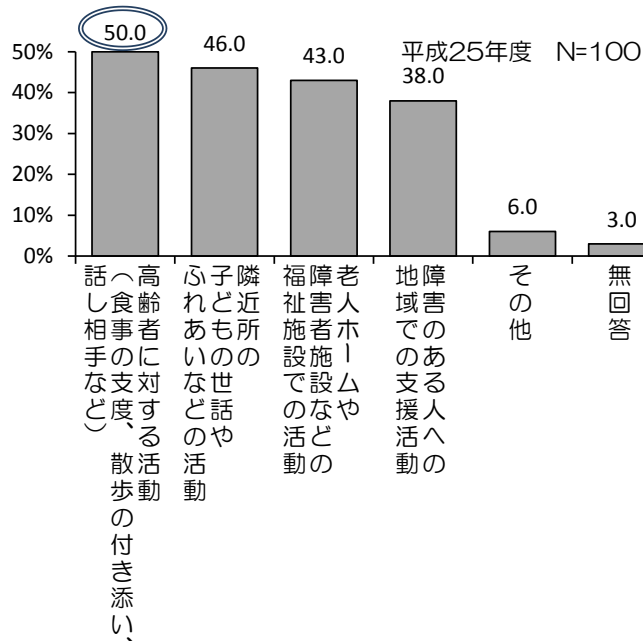
参加したい活動



参加したい活動は、「社会福祉に関する活動」が57.8%と最も多く、次いで「自然・環境保護に関する活動」が43.9%、「青少年健全育成に関する活動」が24.9%などとなっています。

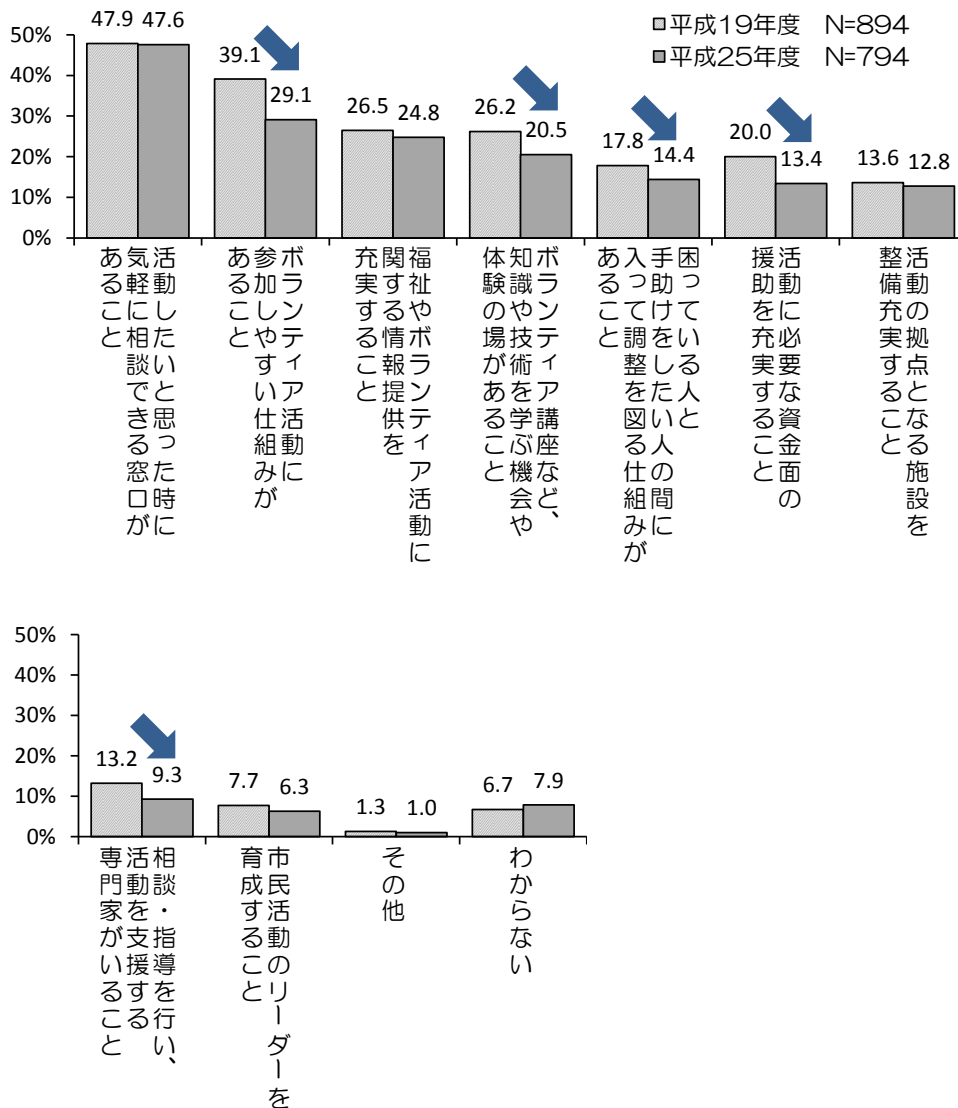
「社会福祉に関する活動」と回答した方にお聞きします。

参加したい社会福祉に関する活動



参加したい社会福祉に関する活動は、「高齢者に対する活動(食事の支度、散歩の付き添い、話し相手など)」が50.0%と最も多く、次いで「隣近所の子どもの世話やふれあいなどの活動」が46.0%、「老人ホームや障がい者施設などの福祉施設での活動」が43.0%などとなっています。

ボランティア活動の輪を広げるために、特に重要なこと



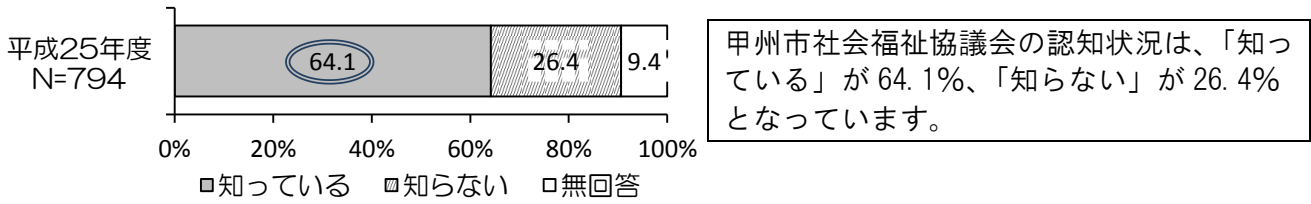
ボランティア活動の輪を広げるために、特に重要なことは、「活動したいと思った時に気軽に相談できる窓口があること」が47.6%と最も多く、次いで「ボランティア活動に参加しやすい仕組みがあること」が29.1%、「福祉やボランティア活動に関する情報提供を充実すること」が24.8%などとなっています。平成19年度と比較すると、「ボランティア活動に参加しやすい仕組みがあること」、「ボランティア講座など、知識や技術を学ぶ機会や体験の場があること」、「困っている人と手助けをしたい人の間に入って調整を図る仕組みがあること」、「活動に必要な資金面の援助を充実すること」、「相談・指導を行い、活動を支援する専門家がいること」が少なくなっています。

課題

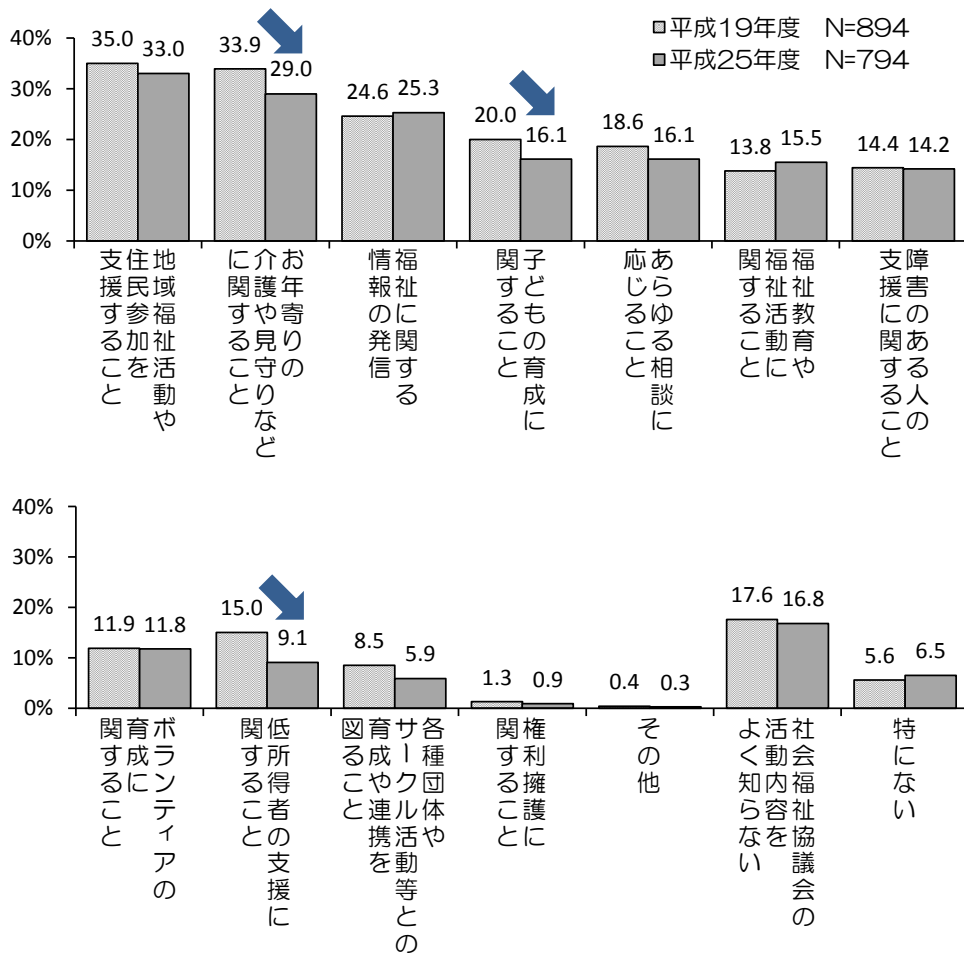
地域福祉を推進させるためには、ボランティア活動の活性化は、必要不可欠です。そのためには、相談窓口の充実を含めた参加機会を拡充していく必要があります。

2 社会福祉協議会について

甲州市社会福祉協議会の認知状況



今後社会福祉協議会に期待する活動分野



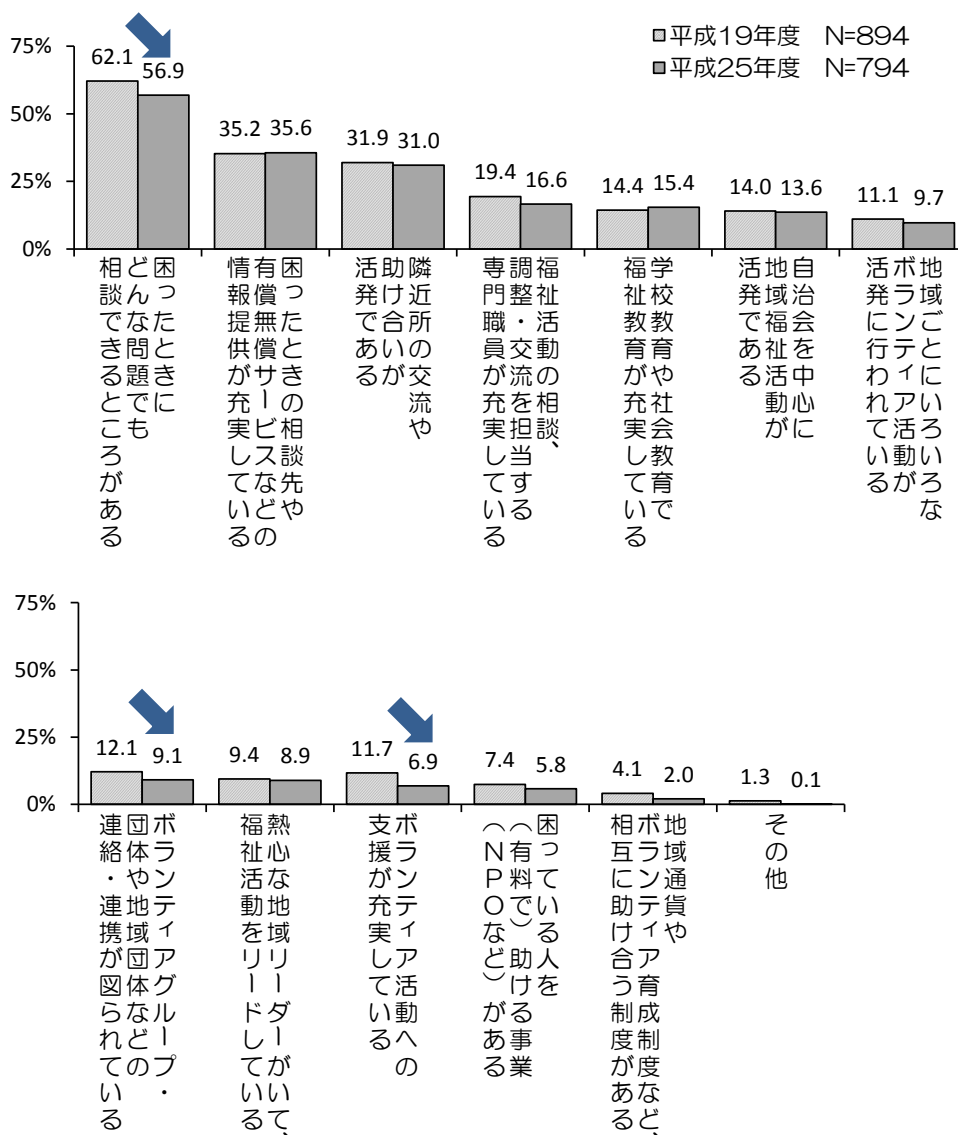
今後社会福祉協議会に期待する活動分野は、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」が33.0%と最も多く、次いで「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が29.0%、「福祉に関する情報の発信」が25.3%などとなっています。平成19年度と比較すると、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」、「子どもの育成に関すること」、「低所得者の支援に関すること」が少なくなっています。

課題

社会福祉協議会は、地域福祉を推進していく上で、大変重要な役割を担います。より多くの住民に認知される必要性はもちろんのこと、基盤強化も必要です。

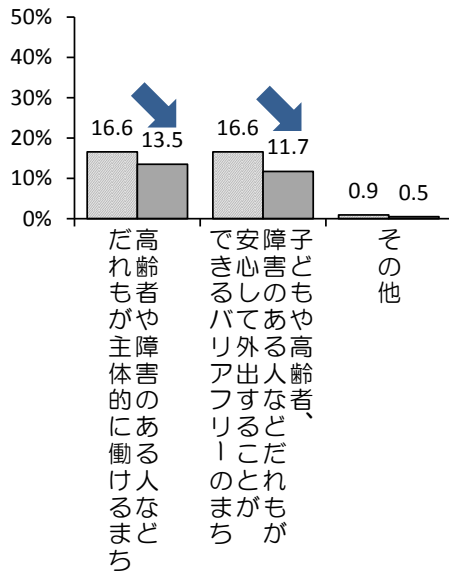
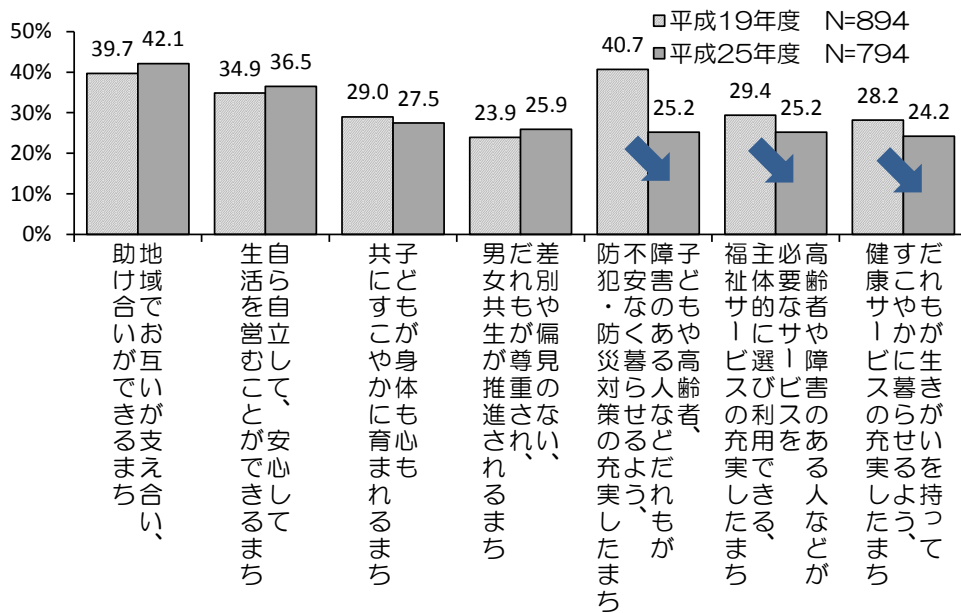
3 今後の福祉のあり方について

困ったときに助けあえるまち



困ったときに助けあえるまちは、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」が56.9%と最も多く、次いで「困ったときの相談先や有償無償サービスなどの情報提供が充実している」が35.6%、「隣近所の交流や助け合いが活発である」が31.0%などとなっています。平成19年度と比較すると、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」、「ボランティアグループ・団体や地域団体などの連絡・連携が図られている」、「ボランティア活動への支援が充実している」が少なくなっています。

甲州市が目指すべき『福祉のまち』



甲州市が目指すべき『福祉のまち』は、「地域でお互いが支え合い、助け合いができるまち」が42.1%と最も多く、次いで「自ら自立して、安心して生活を営むことができるまち」が36.5%、「子どもが身体も心も共にすこやかに育まれるまち」が27.5%などとなっています。平成19年度と比較すると、「子どもや高齢者、障がいのある人などだれもが不安なく暮らせるよう、防犯・防災対策の充実したまち」、「高齢者や障がいのある人などが必要なサービスを主体的に選び利用できる、福祉サービスの充実したまち」、「だれもが生きがいを持ってすこやかに暮らせるよう、健康サービスの充実したまち」、「高齢者や障がいのある人などだれもが主体的に働くまち」、「子どもや高齢者、障がいのある人などだれもが安心して外出することができるバリアフリーのまち」が少なくなっています。

課題

共助、公助の連携による福祉のまちづくりが求められています。

第3章 基本理念と事業体系

1 基本理念

少子高齢化、ライフスタイルの多様化のもとで住民の生活に係る諸課題は複雑化していますが、今後の地域福祉の推進にあたっては、個人で解決できる課題は個人で解決を図るよう努めていくことを原則としながらも、地域の中で解決していくことがふさわしい課題、市全体として取り組むことが望ましい課題に対しては、「自助」、「共助」、「公助」を基本として対応することが重要となってきます。

本計画では、こうした考えのもとに、地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、民間組織としての独自性や柔軟性をより一層発揮し、住民各層の参画を求めながら、住民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらうことができるよう、計画の基本理念を「みんなで笑顔のまちづくり 甲州」とします。

2 基本目標

基本目標については、甲州市の第2次地域福祉計画と整合性を保つため、同じ基本目標を掲げ、効果的な事業展開を推進していきます。

基本目標1 これからの福祉を担う意識づくり・人づくり

地域福祉の観点では、性別や年齢、国籍、障がいの有無に関わらず、地域住民全員が地域活動に積極的に参加し、地域社会を支えていくことを目的としています。この観点のもと、地域住民に人権意識や福祉意識の啓発を行い、地域における福祉活動やボランティア活動等に積極的に参加できるよう支援します。

基本目標2 協働によるネットワークづくり

地域社会を支えるためには、地域住民による日常的な支え合いの取り組みが必要不可欠です。日頃から地域の人と挨拶や立ち話をしたり、地域での活動に参加したりするなどコミュニケーションをとることで、日常的な安否確認はもちろん、緊急時・災害時の助け合いや暴力や虐待の早期発見などにもつながることもあります。そのため、地域住民の交流活動を行ったり、市や各種関係団体などとの連携を強化していきます。

基本目標3 地域福祉推進の仕組みづくり

地域福祉には地域住民の参加が大きな役割を果たしますが、社会福祉協議会は、実際に地域福祉を実践していく担い手として、相談支援や福祉サービス、経済的支援等の多方面で事業を展開していきます。

基本目標4 安心して生活できる環境づくり

災害はいつ発生するか分かりません。高齢者や障がいのある人などは、災害時には避難などで何かしら援助が欠かせない人々です。こうした人たちへの支援体制を確立させていきます。

3 事業体系

基本目標	主要事業	
【基本目標1】 これからの福祉を担う 意識づくり・人づくり	広報・ 啓発	(1)社協広報事業(こうしゅう社協だより発行) (2)ホームページの充実 (3)地域福祉啓蒙活動事業 (4)甲州市社会福祉大会
	人材育成・ ボランティア 活動支援	(5)甲州市手話通訳奉仕員等育成事業 (6)ボランティア育成活動事業 (7)ボランティアセンター事業 (8)甲州市ボランティア連絡協議会 (9)甲州市社協福祉救援対策事業(災害ボランティアセンター事業)

基本目標	主要事業	
【基本目標2】 協働による ネットワークづくり	連携強化	(1)甲州市老人クラブ連合会運営事業 (2)甲州市民生委員児童委員連絡協議会運営事業 (3)老人福祉センター(塩寿荘)運営事業 (4)勝沼健康福祉センター指定管理事業 (5)趣味の家運営事業 (6)甲州市障害者地域活動支援センター運営事業 (7)甲州市身体障害者福祉会運営事業 (8)甲州市視覚障害者福祉会運営事業 (9)共同募金会甲州市支会
	交流促進	(10)ふれあい・いきいきサロン (11)子育てサロン (12)世代間交流事業
	機能強化	(13)支部社協支援育成事業 (14)理事会、評議員会の運営 (15)職員の研修、能力開発の業務 (16)社協事業検討委員会 (17)職員による事業検討 (18)財源と事業の見直し

基本目標	主要事業	
<p>基本目標3】 地域福祉推進の 仕組みづくり</p>	<p>相談支援</p>	<p>(1)心配ごと相談事業 (2)指定相談支援事業 (3)甲州市社会福祉協議会相談支援事業(障害者相談) (4)無料法律相談事業 (5)甲州市母子相談員連絡協議会 (6)生活困窮者自立支援事業</p>
	<p>福祉 サービス</p>	<p>(7)配食サービス事業 (8)ふれあい会食サービス事業 (9)テレフォンサービス事業 (10)らくらく介護用品貸与事業 (11)日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業) (12)訪問介護事業・介護予防訪問介護事業 (13)訪問入浴事業・介護予防訪問入浴事業 (14)福祉車両貸出事業 (15)家族介護車両貸出事業 (16)移送サービス事業 (17)同行援護事業 (18)障害者居宅介護事業・障害者重度訪問介護事業 (19)障害者等社会参加支援事業 (20)障害者等単身生活支援事業 (21)母子父子研修事業 (22)育児支援家庭訪問事業(子育てOB派遣事業)</p>
	<p>経済的 支援</p>	<p>(23)社会福祉金庫貸付事業(社会福祉資金貸付) (24)生活福祉資金貸付事業 (25)居室整備資金貸付事業 (26)法人成年後見事業</p>

基本目標	主要事業	
<p>【基本目標4】 安心して生活できる 環境づくり</p>	<p>防災時 支援</p>	<p>(1)災害時社協相互支援事業 (2)甲州市社会福祉救援対策(災害ボランティアセンター事業)(再掲)</p>

第4章 事業計画

【基本目標1】 これからの福祉を担う意識づくり・人づくり

(広報・啓発、人材育成・ボランティア活動支援)

(1) 社協広報事業（こうしゅう社協だより発行）

【担当係】企画係

【事業の内容】

社協では、広報（こうしゅう社協だより）を年間3回発行しています。時期は、6月・9月・2月をベースに、事業計画・報告、予算・決算、各事業や福祉サービスのお知らせを、住民にわかりやすく紹介しています。

【事業の方向】 拡大・充実

地域住民の方へ社会福祉協議会を周知する広報誌としての役割を充実させるべく、よりわかりやすく見やすい社協だよりを目指します。

掲載内容を検討する場を設けます。

定期的にモニターを行い、掲載内容の見直しを図ります。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
社協だよりの発行	内容検討の場の設置	(モニターの実施)			→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	市民の皆様に社協サービス及び福祉の情報をわかりやすくお知らせします。
住民の役割	社協だよりに対する意見・感想を届けます。
行政の役割	市広報と連携し、幅広く情報を提供していきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源、共同募金

(2) ホームページの充実

【担当係】 企画係

【事業の内容】

社協事業や施設を紹介していますが、さらに市民の皆さんが活用しやすい内容にしていきます。

【事業の方向】 **拡大・充実**

随時ブログを更新し、いつでも新しい情報を市民に対し提供していきます。また、社協の決算や予算、その他投稿フォームなども充実していきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ページの更新	ページの更新・見直し	ページの更新	→	ページの更新・見直し	ページの更新
ブログの更新	ブログの更新・見直し	ブログの更新	→	ブログの更新・見直し	ブログの更新
情報提供					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	誰もが手軽に情報を収集できるツールとして、ホームページを活用して、社協事業・サービスをお知らせしていきます。
住民の役割	ホームページを利用し、サービス内容や社協事業等、情報を得ていきます。
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 市社協財源

(3) 甲州市社会福祉大会

【担当係】 総務係

【事業の内容】

市内の福祉関係者、ボランティア関係者、区、社協関係者を対象とし、社会福祉の発展に功績のあった方及び団体を表彰しています。

また、地域福祉推進を目的とし、市民の皆様への情報発信の場として、福祉講演会等を開催しています。

【事業の方向】 拡大・充実

講演会、事例発表内容の検討、周知方法など福祉大会への参加者の増加に努め、地域福祉推進における情報発信を強化します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
講演会、事例発表等 内容の検討					→
福祉講演会等の開催		計画実施状況の 確認・修正			

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	功労のあった方、団体等を表彰していきます。 地域福祉推進のための情報を発信していきます。
住民の役割	大会を地域福祉の情報発信の場ととらえ、参加していきます。
行政の役割	大会へ参加し、地域福祉増進に協力していきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源、共同募金

(4) 甲州市手話通訳奉仕員等育成事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

手話の普及と手話技術の習得を目指して手話講座を開催しています。
より実践的な内容の講座を開催し、手話技術の向上を目的としています。

【事業の方向】 拡大・充実

年間40回の手話講座を開催し実践で使えるようなカリキュラムを組立検討します。
また、手話奉仕員の登録制を検討し、地域福祉活動に生かせるよう努めます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間40回手話講座 開催					→
			応用編の手話講座 検討	応用編の手話講座	手話奉仕員の活用

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	手話を広くひろめ、手話通訳としてのボランティアを育成し、技術の習得支援を行います。
住民の役割	手話を習得し、聴覚障がいのある人のよき理解者としての関係づくりをしていきます。
行政の役割	より積極的な事業展開を実現するための財政的支援をしていきます。

【事業推進のための財源】 市委託金、市社協財源

(5) ボランティア育成活動事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

ボランティアグループや市内学校のボランティアの活動推進を図るため、活動を助成し、組織づくり、仲間づくりなどの活動基盤の整備を支援することを目的とする事業です。

ボランティアグループ（登録）への活動費助成、学校へのボランティア育成支援など、活動助成を行っています。

【事業の方向】 拡大・充実

登録ボランティアグループ、市内小中高校へ活動助成金を交付し、ボランティア活動の推進を図ります。

既存のボランティアグループ研修を実施し、資質向上に努めます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
登録ボランティアグループへ助成金交付					→
市内小中高校へ助成金の交付					→
ボランティアグループ研修の実施					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	ボランティア活動を支援し、活動基盤を整備していきます。 ボランティア活動の新たな担い手の発掘、育成をし、ボランティアへの参加促進を図っていきます。
住民の役割	ボランティア活動・研修に積極的に参加し、組織づくり、仲間づくりをします
行政の役割	ボランティア活動を理解し、市民に情報提供、お知らせをしていきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源

(6) ボランティアセンター事業

【担当係】地域福祉係

【事業の内容】

甲州市内のボランティア活動の発展・強化を図るため、ボランティア活動を行っている各種団体等と連携を図りながら、いつでも誰でも参加できるボランティア活動の拠点づくりを行い、住民が共に支えあうことによって、地域に住む全ての人が、心豊かに暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とします。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) ボランティア相談・登録・斡旋事業 | (2) ボランティア広報・啓発事業 |
| (3) ボランティア活動育成事業 | (4) ボランティアコーディネーターの配置 |
| (5) 福祉活動用具等の管理貸出 | (6) ボランティア研修事業 |
| (7) 夏休み福祉体験学習事業 | (8) 甲州市ボランティア連絡協議会との連携 |
| (9) その他必要な事業 | |

【事業の方向】 **拡大・充実**

ボランティアセンターの機能充実に努めるとともに、ボランティア活動に意欲のある市民・団体などのボランティア登録を促進し、サービスのコーディネート機能を充実します。ボランティアだよりを毎月発行し、ボランティアの啓発・推進に努めます。

全ての人に必要な情報が行き渡るよう、声の広報活動を充実させていきます。(モニターの実施)研修・養成講座・体験事業の充実を図り、ボランティアの資質向上、青少年のボランティア活動の推進に努めます。

ボランティアに関するニーズをより正確に把握するとともに、ニーズと実際のボランティア活動を結びつけるボランティアコーディネーターの育成に努めます。(ボランティアボードの活用)福祉講話などを通じて障がいのある人もボランティア活動へ参加できるよう、支援します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ボランティアの 相談・登録・斡旋					→
	ボランティア ボードの活用				→
ボランティア だよりの発行	(モニターの 実施)				→
声の広報活動の 実施					→
ボランティア養成 講座の開催(隔年)					→
	フォローアップ 講座の開催(隔年)				→
ボランティア活動 の推進					→
先進地研修の実施 (ボラ連協と共同)					→
福祉活動用具の 管理貸出					→
夏休みボランティ ア体験事業の実施					→
障がいのある人の ボランティア活動 参加支援					→
	市民ボランティア の啓発・普及	市民ボランティア の育成・登録斡旋	市民ボランティア 活動の推進 (事業の検討・ 見直し)		→
もちつき交流会の 実施					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	ボランティアの広報・啓発に努めます 全ての市民のボランティア活動を支援し、活動基盤を整備していきます ニーズに合ったボランティア活動の発掘、育成をし、ボランティアへの参加 促進を図っていきます。
住民の役割	ボランティア活動・研修等に積極的に参加し、ボランティア意識の向上を目 指します。
行政の役割	ボランティア活動を理解し、市民に情報提供、お知らせをしていきます。

【事業推進のための財源】 市補助金、共同募金、会費等

(7) 甲州市ボランティア連絡協議会

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

ボランティア精神を大切に、地域の人々と協働し、安心して暮らしていくことができるよう、ボランティア団体による連絡協議会を設置しています。現在は、甲州市内のボランティア団体（18グループ）で構成しています。

【事業の方向】 拡大・充実

ボランティア連絡協議会として、社会福祉協議会に依存した形から脱却し、独立した組織を目指します。

ボランティアふれあいまつり等独自の事業の開催、補助金等で財源を確保することにより、安定した運営に努めます。

総会、役員会、代表者会議を開き、意見交換の場とし、情報の共有を図ります。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
各会議の開催					→
独自事業（ボランティアふれあいまつり等）の開催					→
先進地研修の実施					→
甲州市及び甲州市社会福祉協議会事業への協力					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	市内のボランティア団体と協力し、ボランティア活動の充実を図っていきます。
住民の役割	市内のボランティア活動を理解し、協力をしていきます。
行政の役割	ボランティア活動に協力し、市民への周知に努めていきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源等

(8) 甲州市社協福祉救援対策事業（災害ボランティアセンター事業）

【担当係】 総務係

【事業の内容】

甲州市地域防災計画では、『災害ボランティアセンター』を市社協に設置し、運営することになっています。

『災害ボランティアセンター』は、災害発生時に被災者を支援したいと県内外から駆けつけてくれるボランティアを、支援の必要な地域に送り出す窓口としての役割を担います。

【事業の方向】 **拡大・充実**

引き続き地域を巻き込んだ訓練を行います。行政、住民、民生委員、NPOなどと連携し、防災講座を行い、知識や意識を持つようにします。関係機関との協定を結びます。行動マニュアルを作成します。小単位地域での訓練を行います。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
職員訓練を 引き続き行う					→
	関係機関との協定 を結ぶ				→
	小単位での訓練の 実施				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	災害ボランティアセンターの周知をしながら、訓練を定期的実施し、安心安全のまちづくりを進めていきます。
住民の役割	災害ボランティアセンターを理解し、できることから協力していきます。
行政の役割	社協と連絡を密にし、連携しながら、災害有事に災害ボランティアセンターを設置します。また、日頃の訓練に協力していきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源、共同募金

【基本目標2】 協働によるネットワークづくり

(連携強化、交流促進、機能強化)

(1) 甲州市老人クラブ連合会運営事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

甲州市老人クラブ連合会は、市内の各単位老人クラブの連絡と親睦を密にし、その発展及び向上を図り、老人福祉及び地域における社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

事業として、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、囲碁大会、菊花展、作品展、福祉大会、研修会等、会員相互の親睦と健康の増進、教養の向上等を図るほか、地域社会との交流、県老人クラブ連合会・全国老人クラブ連合会との連絡調整等を行っています。

- 会員数1,919名、市内49単位老人クラブ

【事業の方向】 拡大・充実

引き続き関係機関との連携を図り、甲州市老人クラブ連合会のあり方を検討しながら、各事業の拡大、充実を図っていきます。あわせて魅力ある活動を通して会員増加につなげていくことにより、更なる発展につなげていけるようにしていきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
会員増加活動事業の見直し・充実・拡大	会員増加活動事業の活性化、見直し、充実・拡大	→	会員増加活動事業の見直し、充実・拡大	会員増加活動事業の活性化、見直し、充実・拡大	→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	甲州市老人クラブ連合会の事務局として、運営に協力していきます。
住民の役割	—
行政の役割	甲州市老人クラブ連合会の活動に協力していきます。

【事業推進のための財源】 会員会費、市補助金、市社協補助金、県老連補助金、市委託金、共同募金

(2) 甲州市民生委員児童委員連絡協議会運営事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

甲州市民生委員児童委員連絡協議会は、地域福祉ネットワークづくりのため、各地区・行政・社協・福祉団体等と連携し、住民が安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。

【事業の方向】 現状維持

組織運営はできていますが、研修は自主研修への方向転換を促します。
定期的な会議を実施します。
社協の事業へ協力します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
継続実施	→	委託内容等運営事業の見直し	運営事業の推進	→	→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	甲州市民生委員児童委員連絡協議会の事務局として、運営に協力していきます。
住民の役割	—
行政の役割	甲州市民生委員児童委員連絡協議会の活動に協力していきます。

【事業推進のための財源】 県補助金、県社協補助金、市社協補助金、市補助金、市負担金、民生委員会費

(3) 老人福祉センター（塩寿荘）運営事業

【担当係】老人福祉センター係

【事業の内容】

60歳以上の方の健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどを行うための施設として、老人福祉センター（塩寿荘）を運営しています。

センター内の温泉は、単純硫黄冷鉱泉（アルカリ性低張性冷鉱泉）、水素イオン濃度 PH10.1 の塩山温泉の湯を利用しており、来館者に良質な湯を楽しんでもらっています。

センターの独自事業として、敬老の日の無料開放、お年寄りののど自慢大会、月2度のカラオケの日の実施などを行っています。

ひとり暮らし高齢者の利用も多く、憩いの場として、また、高齢者同士の交流の場としても利用されており、利用者は平均1日70名ほどになっています。

■対象：60歳以上の方

■内容：（利用料）市内150円、市外300円

【事業の方向】 現状維持（施設、事業実施方法の検討）

塩寿荘を多くの市民に知ってもらうため、周知活動を行い、利用者の増加を図ります。また、60歳代の高齢者が塩寿荘を利用したり運営に関わる事業を推進します。

地域包括ケアシステムの一部を担える施設となっていきます。

地域福祉（特に高齢者福祉）の拠点となり、災害時には防災の拠点施設として機能する施設としていきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
塩寿荘を多くの市民に知ってもらうため、周知活動					→
60歳代の高齢者が利用したり運営に関わる事業の推進	事業の実施				→
塩寿荘施設の今後の方向付け	塩寿荘施設整備計画の説明・決定	施設のリニューアルの実施設計	施設のリニューアル	リニューアル施設の運用開始	→
温泉を利用した介護予防事業の検討	→	温泉を利用した介護予防事業の実施			→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	市内の60歳以上の多くの方に施設を利用していただき、憩いの場、交流の場となるよう、努めていきます。
住民の役割	施設利用をします。
行政の役割	市内高齢者に施設を宣伝していきます。

【事業推進のための財源】市補助金、市社協財源、利用料、自販機設置手数料他

(4) 勝沼健康福祉センター指定管理事業

【担当係】 勝沼健康福祉センター係

【事業の内容】

温泉施設を中核にした、市民の健康増進や機能回復を目的とした施設です。当施設を世代交流及び健康づくりの拠点にしていきます。

■内容：(利用料) 市内 300 円、市外 500 円

【事業の方向】 **拡大充実**

当センターを指定管理することで得る収益を、市民の福祉増進のために役立てていきます。また、利用者の声に耳を傾け、快適に施設を利用していただけるよう、職員一同努めていきます。健康教室等の自主事業にも取り組んでいきます。

【事業の展開】

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
指定管理契約 (5年間)	管理内容収益評価	管理内容収益評価	管理内容収益評価	管理内容収益評価	管理内容収益評価

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	利用者が快適に施設を利用できるよう、職員が一丸となってサービスに努めていきます。
住民の役割	—
行政の役割	指定管理委託者として、契約事項に基づき協力していきます。

【事業推進のための財源】 指定管理委託金、利用料

(5) 趣味の家運営事業

【担当係】 老人福祉センター係

【事業の内容】

趣味の家は、60歳以上の方に文化教養を高めてもらい、同時に仲間づくりをしてもらう事業です。年間利用日数は、平均170日、平成19年度は12教室で295人が登録しています。

- 対象：市内在住の60歳以上の方
- 内容：短歌・俳句・川柳・書道・陶芸・盆栽・大正琴・カラオケ（4部）・レクリエーションの12教室を開催します。

【事業の方向】 現状維持（実施方法の一部見直し）

より多くの受講者が恩恵をこうむることができるよう、講座の内容や実施方法を改善します。受講者の社会貢献を指導していきます。高齢者を取り巻く課題などの学習を事業化します。応分の負担について、検討します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
より多くの受講者が恩恵をこうむることができるよう、講座の内容や実施方法を改善する	より多くの受講者が恩恵をこうむることができる講座の実施				
受講者の社会貢献を指導していく					
高齢者を取り巻く課題などの学習の事業化を検討	高齢者を取り巻く課題などの学習の事業の実施				
応分の負担について、検討	応分の負担について、検討結果に基づく事業実施				

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	市内の60歳以上の多くの方に趣味の教室を利用していただけよう、周知に努めていきます。
住民の役割	興味のある教室に参加し、仲間づくりをしていきます。
行政の役割	趣味の教室を紹介し、高齢者の文化教養を高め、仲間づくりに協力していきます。

【事業推進のための財源】 市委託金

(6) 甲州市障害者地域活動支援センター運営事業

【担当係】 相談支援係

【事業の内容】

障がいのある人等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことを目的とした事業です。障害者総合支援法に基づく市が行う地域生活支援事業とともに市の委託要綱に基づき次のようなプログラムを実施しています。

- ① 会参加、自主的な活動を支援するプログラム
(パソコン教室、陶芸教室、聴覚障害者交流会、点字教室、絵手紙等の創作等)
- ② 自立した生活を営むための日常生活プログラム(調理教室、美化清掃活動、整容指導等)
- ③ デイケアプログラム(精神障がいのある人等を対象としたデイケア活動)

【事業の方向】 拡大・充実

若年層への周知活動にも力を入れ、ニーズや悩みに即した主体的な当事者活動の推進を図ります。また、指定特定相談支援事業と連携を図り、相談支援専門員が作成するサービス利用計画に基づき個別の生活課題に即した個別支援(個別デイケア)も充実させます。

さらに障害者等単身生活自立支援事業や日常生活自立支援事業への協力により、障がいのある人の地域生活を包括的に支援します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
プログラムの企画・周知・実施					→
若年層のニーズ把握(当事者活動の起ち上げ等支援)					→
計画相談と連動した個別支援(個別デイケア・随時)					→
地域生活支援(単身生活事業・日常生活自立支援事業への協力・随時)					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	当事業の利用者は、他の障害福祉サービスによる通所が困難な方が多いため、地域で日中活動ができずにいる障がいのある人に情報提供するとともに、自立し、通所が可能となるプログラムを企画運営します。
住民の役割	ボランティア活動などを通じ、プログラムの運営に協力するとともに、障がいのある人との交流を深め、障がいの理解に努めます。
行政の役割	地域で孤立しがちな障がいのある人の把握に努め、障がいのある人の事業の利用が可能となるような環境整備に努めます。

【事業推進のための財源】 (甲州市相談支援事業と一括した委託契約)

(7) 甲州市身体障害者福祉会運営事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

甲州市身体障害者福祉会は、身体障がい（肢体、聴覚、視覚）のある人及び子どもの自立更生と福祉の増進を図ることを目的としています。

事業として、定期総会、役員会、野外レクリエーション、一泊・日帰り研修会等、会員相互の親睦と健康の増進等を図るほか、山梨県身体障害者連合福祉会との連絡調整及び事業への参加をしています。

■会員数：68名

【事業の方向】 拡大・充実

今後も年間行事等活動内容の充実を図り、周知を進め、参加を促し、会員間の交流を深めていきます。

【事業の展開】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活動の周知	→	→	→	→	→	→
会員募集	→	→	→	→	→	→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	甲州市身体障害者福祉会の事務局として、運営に協力していきます。
住民の役割	—
行政の役割	甲州市身体障害者福祉会の活動に協力していきます。

【事業推進のための財源】 会員会費、市補助金、市社協補助金、市委託金

(8) 甲州市視覚障害者福祉会運営事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

甲州市視覚障害者福祉会は、市内に居住する視覚障がいのある人の生活の安定及び福祉と文化の向上に寄与することを目的としています。

事業として、一泊研修会、社会人学級、定期総会、歩け歩け大会等、社協と契約しているガイドヘルパーの協力を得ながら、会員相互の親睦、健康の増進と教養の向上等を図るほか、山梨県視覚障害者協会との連絡調整等を行っています。

■会員数：13名

【事業の方向】 現状維持

新規会員への呼びかけを行うとともに、既存事業の安定した継続を図りつつ、必要な情報提供を行う等の会員へのサポート体制の充実を目指します。

【事業の展開】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
新規会員へ呼びかけ						→
既存事業の実施						→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	甲州市視覚障害者福祉会の事務局として、運営に協力していきます。
住民の役割	—
行政の役割	甲州市視覚障害者福祉会の活動に協力していきます。

【事業推進のための財源】 会員会費、市補助金、市社協補助金、市委託金、山視協補助金

(9) 共同募金会甲州市支会

【担当係】 総務係

【事業の内容】

共同募金会甲州市支会では、以下の事業に取り組んでいます。

- ①児童・生徒に対する運動趣旨の普及
市内小中学校にチラシを配布し、募金をお願いします。
- ②印刷物による市民への周知及び協力依頼
社協だよりに協力依頼の記事を載せ、全戸配布します。
- ③職域募金
学校職員、保育所職員、行政職員、社協職員等に募金をお願いします。
- ④戸別募金
区長会に依頼し、各家庭から1戸500円の募金をお願いします。
- ⑤大口募金
市内にある各企業をまわり、募金をお願いします。
- ⑥街頭募金
街頭やイベント会場にて、募金コーナーを設置し、募金をお願いします。
協力いただいた募金は、地域の福祉活動のため、適正に配分しています。

【事業の方向】 拡大・充実

県共同募金会としても改革・改善時期であり、募金方法や配分内容の検討をしています。これまでの不景気により、特に大口募金の実績が上がらない状況であり、県共同募金会と連携しながら実績を上げ、事業に取り組んでいきます。

【事業の展開】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市会事業内容検討						→
募金配分内容の検討				事業実施状況の 確認・修正		→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	共同募金会甲州市支会を、適正かつ効果的に運営していきます。真に必要な活動や事業に配分していきます。
住民の役割	共同募金会の役割を理解し、できる部分の協力をしていきます。
行政の役割	共同募金会甲州市支会の活動に協力していきます。

【事業推進のための財源】 支会分会交付金（県共同募金会から）

(10) ふれあい・いきいきサロン（地域福祉啓発活動事業）

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に生活できるように、定期的に地域の公民館や集会場等集まる「場」を提供しています。

現在、甲州市内に27カ所のいきいきサロンがあり、区や組、民生委員、ボランティアが主体となり運営をしています。

特にひとり暮らし高齢者や日中独居高齢者が、サロンで仲間づくりやお茶飲み話をするこにより、いつまでも地域で元気に暮らしていくことを期待されています。

【事業の方向】 **拡大・充実**

自治公民館長や区長会に事業内容の説明会を行い、理解と協力をお願いし、サロン主催者の育成を進め、サロンの増所を目指します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
サロン交流会の開催	自治公館長や区長 会長への説明会の 実施	人材育成	→		
サロン代表者会議 の立ち上げ		サロン増所推進	→		

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	いきいきサロンの拡大を目指し、地域へ働きかけていきます。既存のサロンへアドバイスをしながら、活動発表会や情報交換会を開催していきます。
住民の役割	地域の高齢者の声を社協に届けます。 サロンの充実協力していきます。
行政の役割	高齢者へいきいきサロンの開催場所や情報を、お知らせしていきます。

【事業推進のための財源】 市委託金、市社協財源

(11) 子育てサロン

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

「子育てサロン」は、住み慣れた地域で親子が気軽に集えるよう、「場」を提供しています。市内では、現在8カ所で毎月1回開催されており、地区民生委員児童委員協議会が運営主体となっています。サロンは、開催時間中であれば出入り自由で、特に事前申し込みの必要はありません。また、各サロンに主任児童委員が参加しており、気軽に相談等を行うことができます。

【事業の方向】 現状維持

平成26年から全地区にてサロン開催ができましたので、継続開催できるよう、支援いたします。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全地区開催支援					→
	サロンの充実を進める				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	子育てサロンを周知していきます。 子育てサロンの運営に協力し、アドバイスをを行います。
住民の役割	サロンに参加して交流を深め、情報交換をします。
行政の役割	子育て中の親子に子育てサロンの情報をお知らせしていきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源

(12) 世代間交流事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

市内の小学生が学区内の65歳以上のひとり暮らし高齢者宅を友愛訪問等することにより、お互いの交流を深め、相手を思いやる心を養うことを目的に以下の事業を実施しています。

- ①小学生数人で、ひとり暮らし高齢者を友愛訪問
- ②ひとり暮らし高齢者に手紙を書く
- ③その他、ひとり暮らし高齢者と小学生の交流を図る事業

【事業の方向】 現状維持

今後も小学生と高齢者の交流の機会として、また、小学生の心の育成という面からも継続した活動をしていきます。

【事業の展開】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
世代間交流事業の実施						→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	世代間の交流が図れるよう、今後も事業を実施していきます。
住民の役割	事業を利用し、交流を図っていきます。
行政の役割	世代間の交流が図れるよう、事業に協力していきます。

【事業推進のための財源】 市委託金

(13) 支部社協支援育成事業

【担当係】 総務係

【事業の内容】

現在、甲州市内には12支部社協があり、それぞれ地域に根ざした支部社協活動を展開しています。甲州市社会福祉協議会では支部社協と連携、協力し、きめ細かい地域福祉活動を目指しています。

事業内容は以下のとおりです。

敬老週間事業、敬老会の開催、ふれあい・いきいきサロンの運営、共同募金事業への協力、社協一般会費・賛助会費の集金協力、ひとり暮らし老人親睦会の実施、その他ボランティア活動への協力等

【事業の方向】 拡大・充実

支部担当によって、地域へ出かける機会を更に増やし、地域の人々、支部の方と触れ合う機会をつくり、地域住民との密接な関係を構築していきます。そして、支部の事業に協力、連携できる体制を更に強化させていきます。

【事業の展開】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
支部との連携強化						→
先進地支部社協への研修						→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	支部社協と連携し、地域福祉活動が充実するよう、連携・協力していきます。
住民の役割	社協支部活動に積極的に参加していきます。
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 市社協財源、市補助金

(14) 理事会、評議員会の運営

【担当係】 総務係

【事業の内容】

社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、福祉のまちづくりを推進する使命があります。理事会、評議員会では、社協の使命に基づいた経営方針の重要事項について決定しています。

【事業の方向】 **拡大・充実**

新役員の就任時は、社協の方針や組織、事業の内容について、研修会を開催し、執行機関としての理事会、議決機関の評議員会において、活発な議論が行われるように会の運営に努めます。

【事業の展開】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
理事・評議員選出実施						→
新任理事・評議員への研修体制の検討		新任理事・評議員への研修体制の確立				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	理事、評議員が、社協職員と一体になって地域福祉活動の推進を図っていきます。
住民の役割	地域の社協役員へ住民の考えを伝え、地域福祉が向上するよう、住民の声を届けていきます。
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 市社協財源

(15) 職員の研修、能力開発の業務

【担当係】 総務係

【事業の内容】

職員研修として、社協独自の内部研修を随時行っています。特に在宅福祉サービス部門は、非常勤職員中心の構成になっているため、職員としてのモラルの維持、態度などを含む研修を実施しています。

自立支援法、介護保険の見直しなど時代の流れ、社会情勢の変化に対応できるよう、内部研修や県社協等上部組織で行う研修会には、積極的に参加しています。

【事業の方向】 拡大・充実

社会情勢の変化に対応できるように職場内部研修を積極的に行い、研修会にも参加できる体制づくりを行います。職員間でも研鑽できる環境づくりの検討を行います。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
引き続き外部研修の活用					→
職場内研修制度の検討	職場内研修制度の確立	職場内研修制度の見直し	職場内研修制度の見直し・改善		→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	全職員が経験年数や職種に応じた研修を受けられるよう、体制づくりを進めていきます。
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 市社協財源

(16) 社協事業検討委員会

【担当係】企画係

【事業の内容】

社協経営及び政策的事項全般について、研究・討議し、法人の経営基盤強化及び組織の活性化を図っていきます。

委員は社協正副会長（3名）、理事（2名）、評議員（3名）の8名で構成しています。

【事業の方向】 **拡大・充実**

地域福祉活動計画、発展強化計画の見直し、進捗管理を委員会、部会等を組織して行っていきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地域福祉活動計画 見直し	地域福祉活動計画 進捗管理				→
発展強化計画進捗 管理、中間見直し	発展強化計画進捗 管理	発展強化計画進捗 管理、評価、 次期計画策定	発展強化計画進捗 管理		→
重要な事業等に 関する検討	役員組織に関する 検討				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	検討課題に対し、検討委員と職員が一丸となって解決し、社協の健全経営を目指していきます。
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】市社協財源

(17) 職員による事業検討

【担当係】 企画係

【事業の内容】

平成 20 年度から、社協職員による事業及びサービスの見直しを実施しています。事業及びサービスの効果・効率を上げるとともに、経費削減についても検討しています。

【事業の方向】 **拡大・充実**

職員による事業検討の定期的な実施を行います。
中長期的な課題についての事業検討、数値に基づいた事業検討ができる環境を整えます。

【事業の展開】

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
職員による事業検討の定期的な実施					
中長期的な課題についての事業検討、数値に基づいた事業検討ができる環境を整える					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	事業及びサービスの見直しをするとともに、経費の削減、事業の効率化にも取り組んでいきます。
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 市社協財源

(18) 財源と事業の見直し

【担当係】企画係

【事業の内容】

地域福祉活動を充実させながら、事業の効率化を図っています。しかし、財源は厳しい状態が続いており、社協会費、寄付金、事業収益等の自主財源の確保がより一層大切になってきています。

【事業の方向】 **拡大・充実**

発展強化計画見直しの中で、計画的に取り組めます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
発展強化計画見直しの中で、計画的に取り組む	発展強化計画の中で、計画的に取り組む				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	社協職員一人ひとりが予算編成、事業執行に責任を持ち、担当部署・係での事業把握も行っていきます。 事業執行後は事業効果の確認をし、効率的な運営をしていきます。
住民の役割	—
行政の役割	補助金や委託金が適正かつ効果的に使われているか確認し、社協とともに限られた財源の有効活用を検討していきます。

【事業推進のための財源】

【基本目標3】 地域福祉推進の仕組みづくり

(相談支援、福祉サービス、経済的支援)

(1) 心配ごと相談事業

【担当係】 相談支援係

【事業の内容】

市民の生活上の心配ごとを広く受け付け、安心した生活が送れるよう、定期的に相談日を設け開催しています。

- 対 象：甲州市に在住の方
- 内 容：生活上の心配ごとを相談員及び職員が受け付けます。
- 相談日：毎月第1土曜日（午前9時から正午12時）
平日（祝祭日を除く午前9時～午後4時）
- 会 場：甲州市社会福祉協議会（勝沼健康福祉センター内）

【事業の方向】 拡大・充実

相談体制を検討します。

具体的解決に向けて各分野の専門家に相談をつなげられるような体制を検討し、形にしていけます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
相談体制を検討	新しい相談体制で相談を受け付けていく				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	市民の心配ごとの解決に向け、相談体制の強化を図っていきます。
住民の役割	必要な時に相談所を利用します。
行政の役割	市民にお知らせし、相談所運営に協力していきます。 市が開催している相談事業と連携を図ります。

【事業推進のための財源】 市社協財源

(2) 指定特定相談支援事業

【担当係】相談支援係

【事業の内容】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスを利用する者（児）を対象に、自ら望む自立した生活を地域サービスの利用によって主体的に実現できるよう、相談に応じ、総合的かつ計画的視点でサービスが提供されるよう、アセスメントに基づくプランの作成を行い、継続的なサービス調整、その他の便宜の提供等を総合的に行います。障害者総合支援法第51条に規定される指定特定相談支援事業及び児童福祉法第24条に規定される障害児相談支援事業がこれにあたります。

【事業の方向】 **拡大・充実**

新たにサービスを利用しようとする者や支援に専門性が求められる者等を主な対象とするなど、他事業所との役割を明確にし、市と連携して支援の充実を図ります。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
相談・計画書作成・支援会議・モニタリングの適切な実施					→
	他の相談支援事業所との連絡調整（進捗状況・課題等の把握）		他の相談支援事業所との連絡調整（進捗状況・課題等の把握）		他の相談支援事業所との連絡調整（進捗状況・課題等の把握）
資質向上を目指した研修等への出席					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	充実した相談支援のための相談員の資質向上を行います。 適切な福祉サービス利用、社会参加活動が推進されるよう、障害者自立支援協議会等を利用した関係機関とのネットワークの構築・充実を行います。
住民の役割	適切な自己選択、自己決定を行い、主体的にサービスを利用していきます。
行政の役割	困難事例など相談に関する技術的支援を行います。 支給決定対象者へのサービス利用計画の情報周知を行います。

【事業推進のための財源】

(3) 障害者相談支援事業（基幹相談支援事業）

【担当係】相談支援係

【事業の内容】

障がいのある人及び障がいのある子ども等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談に応じ、必要な指導、助言及び援助を総合的に行い、障がいのある人等の福祉の向上に資することを目的とした事業です。障害者総合支援法第20条第2項に規定する認定調査に係る業務、障害者総合支援法第77条第3項に規定する相談支援に係る業務、障害者総合支援法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターの業務、障害者総合支援法第77条の2第5項に規定する関係者との連携業務等がこれにあたります。なお、市の委託要綱に基づき業務を実施しています。

【事業の方向】 拡大・充実

精神障がいのある人の地域移行支援事業の運営を通して支援体制の整備を図ります。権利擁護連絡会を定期的で開催し、市や法人後見担当者等との速やかな連携強化を図ります。ピアカウンセラーの周知活動を支援し、障害者相談員の活動の充実を図ります。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
精神障害者地域移行支援事業の運営と支援体制の整備	→	連絡会議等への出席（支援体制の強化）	→		
権利擁護連絡会の開催（年3回程度）					→
福祉講話の開催（年2回程度）障害者相談員による相談場面への同席					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	充実した相談支援のための相談員の資質向上を行います。 適切な福祉サービス利用、社会参加活動が推進されるよう、障害者自立支援協議会等を利用した関係機関とのネットワークの構築・充実を行います。
住民の役割	1人では解決できない問題や不安について、1人で抱え込まず、身近にいる人や専門的な窓口にご相談に行きます。
行政の役割	障害者自立支援協議会の実施と障害福祉施策への反映を行います。

【事業推進のための財源】（甲州市障害者地域活動支援センター事業と一括した委託契約）

(4) 無料法律相談事業

【担当係】 相談支援係

【事業の内容】

地域住民が抱える諸問題に適切に対応するため、専門的相談の1つとして、法律相談を無料で開催します。

【事業の方向】 現状維持

ここ1、2年、相談件数が減少しています。平成26年度から周知、開催時期及び時間を改善しています。

平成26年度の実績から今後の開催方法及び周知について、更に見直しをしていきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年間4回開催 (1回5人対応)					→
実績確認	事業実施について、 改善が必要であれば都度検討				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	本事業を実施し市民の困りごとに対応していきます
住民の役割	必要な時に本事業を利用していきます
行政の役割	本事業の周知をしていきます

【事業推進のための財源】 社協自主財源、共同募金

(5) 甲州市母子相談員連絡協議会

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

甲州市母子相談員連絡協議会は、17名の母子相談員で構成しており、専門的知識をもって母子相談員活動を行えるよう、学習の機会を定期的に取り入れています。また、必要に応じ、民生委員児童委員と連携し、情報を共有しながら、各種問題にアプローチしています。

【事業の方向】 現状維持

定例会では事例発表や母子相談員活動に関わる各分野の専門員からのアドバイスをもらい、母子相談員としての専門性を高めていきます。これまでと同様に、必要な事業や研修は積極的に取り組んでいきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
活動実施状況の確認	活動実施状況の確認、学習				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	甲州市母子相談員連絡協議会の事務局として、運営に協力していきます。
住民の役割	—
行政の役割	甲州市母子相談員連絡協議会の活動に協力していきます。

【事業推進のための財源】 市補助金、市社協補助金、会員会費

(6) 配食サービス事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

ひとり暮らし高齢者に昼食を提供し、健康保持と安否確認をしています。

- 対象：市内に住所を有し、食事に大変不自由している満65歳以上のひとり暮らし高齢者、介護認定が自立または要支援1・2、要介護1・2・3
- 内容：1日1食（昼食）を配達し、本人負担は250円/1食です。（税別）

【事業の方向】 拡大・充実

課題を踏まえ事業の拡大や充実が図れるよう、更なる検討をしていきます。現状配達不可能な地域のニーズの確認や資源の開拓などを含め、検討していく必要があります。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ニーズの確認、関係機関への周知徹底と連携システムの構築、事業の拡大や充実が図れるようにしていく	事業の拡大・充実を図る	→	事業の見直し・拡大・充実を図る	→	

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	栄養バランスのとれた昼食を配達し、安否を確認します。
住民の役割	事業内容を理解し、必要な時はサービスを利用します。
行政の役割	サービスの必要な方に事業の紹介をしていきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源、共同募金、利用者負担、

(7) ふれあい会食サービス事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

地域のボランティアの協力を得て、月に1度、手作り弁当での会食や季節ごとのレクリエーション等を実施しています。誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるように事業に取り組んでいます。

- 対象：勝沼大和地区在住 65 歳以上のひとり暮らし高齢者
- 内容：地域のボランティアの協力を得て、月に1度会食を実施しています。参加者の交流の場として、仲間づくりや生きがいづくりを目的としています。

【事業の方向】 縮小

配分金予算にて実施のため、平成 27 年度からは年間 6 回の会食会を開催予定です。

【事業の展開】

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
会食会開催予定 (年 12 回)	会食会開催予定 (年 6 回)	内容検討する	未定		

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	ボランティアの協力を得ながら、内容の充実を目指します。
住民の役割	事業内容を理解し、参加をしていきます。
行政の役割	ひとり暮らし高齢者に事業をお知らせし、介護予防に努めていきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源、共同募金

(8) テレホンサービス事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

甲州市に居住するひとり暮らし高齢者で、希望のある方にボランティアが電話をかける事業です。

- 対象：65歳以上のひとり暮らし高齢者で、病弱または孤立しがちな方
- 内容：安否確認をしながら、悩みや淋しさを電話でお話することにより、少しでも解消できるよう、努めています。料金は、無料です。

【事業の方向】 拡大・充実

電話での対応について、テレホンボランティア研修会や勉強会、意見交換会を実施します。社協だより等で周知を図っていきます。

事業内容を周知し、民生委員や市役所との連携を図っていきます。

【事業の展開】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ボランティア募集 と事業の周知						→
				事業の充実		→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	市内のひとり暮らし高齢者に本事業を利用していただけるよう、サービス内容の充実に努めます。
住民の役割	サービス内容を理解し、必要な時はサービスを利用します。
行政の役割	市民から相談があった時、事業の紹介をします。

【事業推進のための財源】 市補助金（ボランティア運営費の一部）

(9) らくらく介護用品貸与事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

在宅の高齢者等のうち、自立をしているが何らかの障がい等があり、日常生活に支障を来している方に対し、介護用品の貸出を行っています。

- 対象：介護認定を受けていない高齢者等及び障害者自立支援法による日常生活用具給付対象者以外の障がいのある人等で、入院・入所の一時帰宅者、ターミナルにて在宅で過ごす者、骨折や腰痛等により一時的に介護用品が必要な者
- 内容：用品は、特殊寝台、車イス、歩行器、マットレスで貸出は無料です。配送・回収は、それぞれ500円です。

【事業の方向】 拡大・充実

利用者に気持ちよく介護用品を使用していただけるよう、清潔に管理していくことに努めます。今後、貸与希望者の増加が見込まれますが、現在の介護用品での対応には限界があります。メンテナンス等の必要経費を利用料にて徴収する方法を検討します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業の協議検討	事業の見直し	見直し事業の実施	事業の充実	→	

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	一時的、緊急的に介護用品が必要な方へ、速やかに貸出を行います。
住民の役割	事業内容を理解し、必要がある時は相談します。
行政の役割	市民から相談があった時、事業を紹介します。

【事業推進のための財源】 市社協財源、配送料

(10) 日常生活自立支援事業

【担当係】 相談支援係

【事業の内容】

判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

- 対象：本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のいずれかの方
- 内容：日常生活支援サービス、日常的金銭管理サービスなどによる援助を行います。相談や支援計画作成は無料です。利用契約締結後の支援員による援助は、1,000円/1時間（生活保護世帯は無料）となっています。

【事業の方向】 拡大・充実

今後も利用者は増加すると見込まれます。また、単に金銭管理の支援にとどまらず、関係機関と連携し、総合的に効果が発揮できるような支援を目指す必要性があります。地域で暮らす方のサポートを社協と一緒に協力して手助けしてもらえような市民支援員を検討していきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
相談支援係設置					
支援員増員					
支援員研修開催					
法人内部監査 (年2回)	→				
支援状況報告会 (年4回)	→				
	市民支援員検討 (養成内容等検討)	市民支援員養成	市民支援員活動	→	

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	利用者の権利擁護を守り、自立した地域生活を送れるようサービスを提供していきます
住民の役割	—
行政の役割	本事業を周知していきます

【事業推進のための財源】 支援員活動費（基幹社協から）、利用者負担金

(11) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

【担当係】 介護サービス係

【事業の内容】

市内に居住し、介護認定を受けている方に、訪問介護サービスを提供しています。住み慣れた家で、現在の生活行動が維持できるよう、利用者に合ったサービスを提供しています。

- 対象：市内に居住し、介護認定を受けている方
- 内容：身体介護サービス：食事・入浴・排泄・更衣等
生活援助サービス：調理・洗濯・買い物等

【事業の方向】 拡大・充実

- 新規利用者獲得に向けた取り組みの検討・実施
 - ・経営的視点の習得と計画的事業実施
 - ・スキルアップのための外部研修の活用と内部研修の検討・実施
 - ・各種マニュアルの整備と学習会の実施・現行マニュアルの見直し
- ヘルパー獲得に向けた広報活動
- ヘルパーの処遇改善の検討・実施
- 法改正の対応

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
新規利用者獲得に向けた取り組みの検討・実施					→
ヘルパー獲得に向けた広報活動					→
ヘルパーの処遇改善の検討	→	ヘルパー処遇改善の実施	ヘルパーの処遇改善の検討	→	→
法改正の対応			法改正の対応	→	

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	質の高いサービスを提供していきます。 利用者の目線に立ち、利用者の声を大切にしていきます。
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 介護保険収入、利用者負担金

(12) 訪問入浴事業・介護予防訪問入浴事業

【担当係】 介護サービス係

【事業の内容】

市内に居住し、介護認定を受けている方に、在宅における入浴サービスを提供しています。利用者の心身の特性・現状の能力を踏まえながら、快適な入浴サービスを提供しています。

- 対象：市内に居住し、介護認定を受けている方
- 内容：塩山温泉の湯を積んだ入浴車で訪問し、在宅において入浴サービスを提供します。

【事業の方向】 拡大・充実

- 新規利用者獲得に向けた取り組みの検討・実施
 - ・経営的視点の習得と計画的事業実施
 - ・スキルアップのための外部研修の活用
 - ・各種マニュアルの整備と学習会の実施・現行マニュアルの見直し
- サービス提供体制の見直しと、それに伴う規定等の見直し
- ヘルパー並びに看護師獲得に向けた広報活動
- ヘルパーの処遇改善の検討・実施
- 法改正の対応

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
新規利用者獲得に向けた取り組みの検討・実施					→
ヘルパー並びに看護師獲得に向けた広報活動					→
ヘルパーの処遇改善の検討	→		ヘルパーの処遇改善の検討	→	
法改正の対応	→		ヘルパー処遇改善の実施		
サービス提供体制の見直し、規定等の見直し			法改正の対応	→	

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	質の高いサービスを提供していきます。 利用者の目線に立ち、利用者の声を大切にしていきます。
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 介護保険収入、利用者負担金

(13) 福祉車両貸出事業

【担当係】勝沼健康福祉センター係（地域福祉係）

【事業の内容】

市内在住で障がいのある人に移送車両を貸し出すことにより、社会生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

- 対象：市内在住の障がいのある人等で①身体障害者手帳所持者②療育手帳所持者③精神障害者保健福祉手帳所持者④特定疾患調査分野対象疾患患者、関節リウマチ患者及び筋ジストロフィー患者で、この事業を利用しなければ移動困難な在宅者
- 内容：事前に電話にて使用状況を確認の上、申請してください。病院への通院、介護施設・障害者施設への入退所、冠婚葬祭への行事参加、社会参加活動等、移動に消費した分の燃料を補給し、車両を返却してください。

【事業の方向】 現状維持

引き続き障がいのある人の社会生活が快適になるようにサービスの提供を行います。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	要介護者及び家族の生活が快適になるよう、サービスを提供していきます。
住民の役割	サービス内容を理解し、適切に利用していきます。
行政の役割	サービスの紹介をしていきます。

【事業推進のための財源】市委託金

(14) 家族介護車輻貸出事業

【担当係】 勝沼健康福祉センター係（地域福祉係）

【事業の内容】

市内在住で家族に要介護者がいる世帯に、車イスのまま乗車できる車両を貸し出し、介護負担の軽減と生活の利便性向上を図っています。

- 対象：要介護者がいる世帯（介護認定、障害者手帳不要）
- 内容：事前に電話にて使用状況を確認の上、申請してください。病院への通院、介護施設・障害者施設への入退所、冠婚葬祭への行事参加、社会参加活動等、移動に消費した分の燃料を補給し、車両を返却してください。必要に応じて車イスもセットで貸し出します。

【事業の方向】 現状維持

要介護者の生活が快適になるように、家族の介護負担が軽減できるようなサービスを提供できるように引き続き実施していきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正	事業実施状況の確認、修正

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	要介護者及び家族の生活が快適になるよう、サービスを提供していきます。
住民の役割	サービス内容を理解し、適切に利用していきます。
行政の役割	サービスの紹介をしていきます。

【事業推進のための財源】 市委託金

(15) 移送サービス事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

市内に居住する障がいのある人等の移動を支援するため、身体障害者移送車を運行し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図る事業です。

- 対象：市内在住の障がいのある人等で①身体障害者手帳所持者②療育手帳所持者③精神障害者保健福祉手帳所持者④特定疾患調査分野対象疾患患者、関節リウマチ患者及び筋ジストロフィー患者で、この事業を利用しなければ移動困難な在宅者その障がいのある人が属する世帯の生計中心者が住民税非課税であること、病院への通院、介護施設・障害者施設への入退所、冠婚葬祭への行事参加、社会参加活動等が対象となります。
- 内容：無料です。利用判定は、甲州市が行っています。

【事業の方向】 現状維持

利用者が減少傾向にある中で、より利用者のニーズに応じられる体制を目指します。(送迎対応エリアの見直し)

交通関係法令を遵守し、安全に車両を運行していきます。
緊急時の体制づくりを見直します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
移送サービスの実施					→
リスク管理の 検討・見直し			送迎対応エリアの 見直し		→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	市から判定のあった利用者に対し、その身体状況等を把握する中で安全に移送車両を運行していきます。
住民の役割	—
行政の役割	利用判定の内容について、しっかりと伝え、安全にサービスが利用できるよう、協力していきます。

【事業推進のための財源】 市委託金

(16) 同行援護事業

【担当係】 介護サービス係

【事業の内容】

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人に対して、外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報提供や、移動の援護を行い、安全かつ快適に移動ができるよう、サービス提供をし、障がいのある人の自立と社会参加促進に向け取り組む事業です。

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

【事業の方向】 拡大・充実

サービス内容の質の向上

- ・利用者のニーズを的確に把握し、行動意欲増進につながるサービスを提供
- スタッフ体制の強化
- ・有資格者の増員
- ・スキルアップのための外部研修の活用と内部研修の実施

関係団体との連携強化

- ・関係団体との連携をより密接にし、法制度及びサービス内容の周知を図ります。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
サービス内容の質の向上					→
スタッフ体制の強化					→
関係団体との連携強化					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	自立と社会参加に向けて質の高いサービスの提供
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 自立支援給付費（介護給付）

(17) 障害者居宅介護事業・障害者重度訪問介護事業

【担当係】 介護サービス係

【事業の内容】

市内に居住する障がいのある人または障がいのある子ども（重度の障がいのある人を含む）に対し、訪問介護サービスを提供しています。

- 対象：市内に居住する障がいのある人または障がいのある子ども（重度の障がいのある人を含む）
- 内容：身体介護サービス：食事、排泄、入浴、その他日常生活を営むために必要な身体介護
 家事援助サービス：調理、洗濯、掃除、その他日常生活を営むために必要な家事
 通院等乗降介助：通院時の車両乗降介助

【事業の方向】 拡大・充実

- 新規利用者獲得に向けた取り組みの検討・実施
 - ・経営的視点の習得と計画的事業実施
 - ・障がいのある人に対応する専門的な外部研修の活用と内部研修の検討・実施
 - ・各種マニュアルの整備と学習会の実施・現行マニュアルの見直し
- ヘルパー獲得に向けた広報活動
- ヘルパーの処遇改善の検討・実施
- 法改正の対応

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
新規利用者獲得に向けた取り組みの検討・実施					→
ヘルパー獲得に向けた広報活動					→
ヘルパーの処遇改善の検討	ヘルパー処遇改善の実施		ヘルパーの処遇改善の検討		→
	法改正の対応	→		法改正の対応	→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	質の高いサービスを提供していきます。 利用者の目線に立ち、利用者の声を大切にしていきます。
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 利用者負担、市委託金（自立支援費）

(18) 障害者等社会参加支援事業

【担当係】 地域福祉係・介護支援係

【事業の内容】

市内に居住する障がいのある人等が社会活動に参加し、地域で自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた適切な支援を確保するための各種福祉サービスの提供を行い、障がいのある人等の社会生活の利便と生活圏の拡大を図っていく事業です。障がいのある人及びその者を介護する者に対し、次に掲げるサービスを提供しています。

- ①移動支援サービス
- ②日中一時支援サービス
- ③生活訓練等サービス
- ④経過的介護給付サービス

※原則として、支援員1人が、障がいのある人等（2人以上4人以内）をグループ支援することにより、実施します。

【事業の方向】 **現状維持**

支援者の専門性を高めるよう研修・学習の機会を設けていきます。利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
研修会への参加、 独自学習会の開催	研修会への参加、 独自学習会の開催	研修会への参加、 独自学習会の開催	研修会への参加、 独自学習会の開催	研修会への参加、 独自学習会の開催	研修会への参加、 独自学習会の開催

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	障がいのある人が自立して生活できるよう、質の高いサービス提供を実施していきます。
住民の役割	サービス内容を理解し、必要がある時は相談します。
行政の役割	障がいのある人への事業周知を行い、相談があった時は社協へつなぎます。

【事業推進のための財源】 利用者負担、市・委託金

(19) 障害者等单身生活支援事業

【担当係】 相談支援係

【事業の内容】

甲州市内での单身生活を希望する障がい者、高齢者、低額所得者その他住宅入居に特に配慮を要する者に対して、一般住宅への入居等の支援を行うことにより、自立した生活を送れるよう支援します。

【事業の方向】 現状維持

平成24年度から本事業を実施しています。
市内にお住いの单身生活者で特に住居確保に配慮が必要な方に支援をいたします。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
継続実施					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	その方に合った住居を一緒に考え、確保に努めます
住民の役割	—
行政の役割	本事業の周知を図ります

【事業推進のための財源】 社協自主財源

(20) 母子父子研修事業

【担当係】 地域福祉係

【事業の内容】

日頃、仕事等で遠出しにくいひとり親家庭の親子を対象に、夏休みの1日を楽しく過ごし、親子の交流を深めることを目的とする事業です。

母子相談員及び家庭相談員（母子自立支援員）にも参加してもらい、相談や話を聞く機会として、事業を活用しています。

【事業の方向】 **現状維持**

ひとり親家庭に対する支援として、事業を実施していきます。

内容について、参加者からアンケートをとるなど検討していきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業の協議検討	事業の協議検討 見直し	事業周知と実施	事業の協議検討 見直し	事業周知と実施	→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	ひとり親家庭の親子が交流を図れるよう、参加しやすい事業を計画していきます。
住民の役割	事業内容を理解し、参加をします。
行政の役割	事業へ協力し、ひとり親の心配ごとや相談にのっていきます。

【事業推進のための財源】 市委託金、市社協財源、利用者負担金

(21) 育児支援家庭訪問事業（子育てOB派遣事業）

【担当係】 介護サービス係

【事業の内容】

本来、児童の養育について、支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対し、訪問による支援を実施することで、安定した児童の養育を可能にする事業です。

- 対象：甲州市在住の家庭で出産後おおむね1年以内の母親が育児ストレス等の問題によって、子育てに対しての不安や孤独感を抱える家庭または虐待に至る蓋然性が高いと認められる家庭
ひきこもり等の家庭教育の問題を抱える家庭または児童が児童養護施設等を退所もしくは里親委託終了後の家庭復帰等のため、児童の自立に向けた支援が必要な家庭
児童の心身の発達や出生の状況等から、心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来的に精神、運動、発達面等において障がいをおそれるおそれのある児童のいる家庭
- 内容：対象家庭は、甲州市が決定します。対象家庭に対し、育児指導・相談等、具体的な育児支援に関する技術指導を行います。

【事業の方向】 現状維持

学習会などによる専門的な知識や技術の指導をしていきます。
常時対応できる体制を整備します。
行政との密接な連携を取っていきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
継続実施					→
	学習会の検討	学習会の実施		学習会の検討	学習会の実施

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	対象家庭に育児指導・相談等、必要な育児支援及び技術指導を行っていきます。 子育てヘルパーの資質向上に努めます。 個人情報保護を徹底していきます。
住民の役割	—
行政の役割	個人情報保護を徹底する中、対象家庭の情報を共有し、必要な育児支援を指導していきます。

【事業推進のための財源】 市委託金

(22) 社会福祉金庫貸付事業（社会福祉資金貸付）

【担当係】 総務係

【事業の内容】

市内に在住している方で、一時的かつ緊急的に生活維持が困難な方に資金貸付を行い、生活の安定を図る事業です。

- 対象：高齢者世帯、母子（寡婦）または父子世帯、障害者世帯及び低所得世帯の世帯主
- 内容：5万円以内で一時的に必要な金額

【事業の方向】 縮小

平成27年度より開始する生活困窮者自立支援事業の中で対応していきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
適切な資金貸付					→
		事業実施状況の 確認・修正			
滞納世帯への 面接・償還指導					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	一時的に資金が必要な方に貸付を行い、生活の安定を手助けしていきます。
住民の役割	事業内容を理解し、必要がある時は相談します。
行政の役割	市民から相談があった時、事業の紹介をします。

【事業推進のための財源】 市社協財源

(23) 生活福祉資金貸付事業

【担当係】総務係

【事業の内容】

市内在住の低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、各種資金の貸付を行うことで、世帯の自立及び生活の安定を図ります。

- 対象：市内在住の低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯
- 内容：更生・福祉・住宅・就学・療養介護・緊急小口・災害援護・離職者支援・長期生活支援の9種類の資金があります。申請書に民生委員調査書を添付し、市社協を経由して県社協に提出、県社協で審査の上、貸付決定となります。

【事業の方向】 現状維持

適正に本事業を利用してもらえるよう民生委員と連携しながら周知を図っていきます。滞納している世帯には、面接や償還指導を行います。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
適切な資金貸付					→
滞納世帯への 面接・償還指導		事業実施状況の 確認・修正			→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	民生委員と連携し、世帯の自立、生活安定を図っていきます。
住民の役割	事業の内容を理解し、必要がある時は社協や民生委員に相談します。
行政の役割	社協と連携し、相談があった時は社協につなげていきます。

【事業推進のための財源】 県社協事務委託金

(24) 居室整備資金貸付事業

【担当係】 総務係

【事業の内容】

居室等を整備したいが自力で増築、改築、改造することが困難である高齢者または重度の障がいのある人と同居する方に貸付を行う事業です。

- 対象：60歳以上の高齢者または重度の障がいのある人と同居する方、居室等を整備したいが自己資金が少ない方
- 内容：高齢者または重度の障がいのある人が使用する居室、玄関、浴室、トイレ等の増築、改築、改造に対して貸付を行います。申請書、工事見積書等から県社協が審査し、貸付を決定します。

【事業の方向】 現状維持

適正に本事業を利用してもらえるよう周知を図っていきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
適切な資金貸付	→				
		事業実施状況の確認・修正			

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	居室の整備により、快適な住環境を維持できるよう、協力していきます。
住民の役割	事業の内容を理解し、必要がある時は社協に相談します。
行政の役割	社協と連携し、相談があった時は社協につなげていきます。

【事業推進のための財源】 県社協事務委託金

(25) 老人週間慶祝事業

【担当係】 総務係

【事業の内容】

敬老の日に新100歳を迎えた方の長寿をお祝いし、慶祝訪問しています。

- 対象：市内に在住で100歳を迎えた方
- 内容：慶祝訪問をし、記念品を贈呈します。

【事業の方向】 現状維持

長寿社会を迎え、高齢者との関わりや、高齢期のあり方に関心や理解を深め、検討を行いながら、実施します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
検討・実施					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	いつまでも元気で長生きしていただけるよう、慶祝訪問をしていきます。
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 市社協財源

(26) 法人成年後見事業

【担当係】 相談支援係

【事業の内容】

認知症高齢者、知的障がい及び精神障がい者で意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が成年後見人（保佐人または補助人含む）となることにより、成年被後見人（被保佐人、被補助人を含む）の財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護します。

【事業の方向】 拡大・充実

必要に応じて後見受任し、成年後見制度の周知や権利擁護の啓発に努めていきます。また、地域福祉の観点から市民後見人育成にも取り組んでいきます。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
後見受任件数 (H26.7月末) 後見 5件	後見受任件数 後見 7件	後見受任件数 後見 8件	後見受任件数 後見 9件	後見受任件数 後見 10件	後見受任件数 後見 10件
親族後見研修会	市民後見人養成 方針を検討	市民後見人養成・ 育成実施	法人後見支援員 登録及び活動		

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	地域に住んでいる高齢者や障がい者の権利擁護が守られるよう本事業を推進していきます。
住民の役割	—
行政の役割	本事業への協力をしていきます

【事業推進のための財源】 社協自主財源、市補助金

【基本目標4】 安心して生活できる環境づくり (防災時支援)

(1) 災害時社協相互支援事業

【担当係】 総務係

【事業の内容】

山梨県内で発生した地震、大雨、噴火、暴風等による災害で、住民生活に支障が生じ被災住民の支援が必要になった場合、被災地の市町村社会福祉協議会に県内の被災地以外の市町村社会福祉協議会及び山梨県社会福祉協議会が協力し、連携を図りながら、支援活動を行います。具体的には、非被災地社協に登録職員を派遣し、災害活動支援に協力をします。

【事業の方向】 現状維持

支援要請があった時、3名の登録職員の通常業務を分担できる体制を整備します。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
引き続き支援員の登録・研修参加・要請時の体制整備					→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	県内の被災地社協に協力し、復興支援をしていきます。
住民の役割	—
行政の役割	—

【事業推進のための財源】 市社協財源

(2) 甲州市社協福祉救援対策事業（災害ボランティアセンター事業）
（再掲）

【担当係】 総務係

【事業の内容】

甲州市地域防災計画では、『災害ボランティアセンター』を市社協に設置し、運営することになっています。

『災害ボランティアセンター』は、災害発生時に被災者を支援したいと県内外から駆けつけてくれるボランティアを、支援の必要な地域に送り出す窓口としての役割を担います。

【事業の方向】 **拡大・充実**

引き続き地域を巻き込んだ訓練を行います。行政、住民、民生委員、NPOなどと連携し、防災講座を行い、知識や意識を持つようにします。関係機関との協定を結びます。行動マニュアルを作成します。小単位地域での訓練を行います。

【事業の展開】

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
職員訓練を 引き続き行う					→
	関係機関との協定 を結ぶ				→
	小単位での訓練の 実施				→

【事業推進のための支えあいの指針】

社協の役割	災害ボランティアセンターの周知をしながら、訓練を定期的実施し、安心安全のまちづくりを進めていきます。
住民の役割	災害ボランティアセンターを理解し、できることから協力していきます。
行政の役割	社協と連絡を密にし、連携しながら、災害有事に災害ボランティアセンターを設置します。また、日頃の訓練に協力していきます。

【事業推進のための財源】 市社協財源、共同募金

甲州市社会福祉協議会 第2次地域福祉活動計画

発行日：平成26年9月

発行：甲州市社会福祉協議会
甲州市勝沼町休息1867番地2
TEL 0553-44-2612